確定申告特別号
2026 1月号
NO.248

あおいろといろ
青色十色

「青色十色」は、会員さまと地域の皆さまに小田原青色申告会の活動情報を届ける広報紙です
発行・編集 / 公益社団法人小田原青色申告会　〒250-0012 小田原市本町2-3-24
☎ 0465-24-2611（代表） info@aoiro-odawara.com https://www.aoiro-odawara.com

会館駐車場は手狭なため公共交通機関のご利用にご協力ください。

青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

新春のお慶びを申し上げます

旧年中は大変お世話になりありがとうございました
皆様のご健勝と事業のますますのご繁栄を心よりご祈念申し上げます
本年も青色申告会をよろしくお願いいたします

令和八年元旦
公益社団法人
小田原青色申告会
会長　志村宗男

1月の指導会のお知らせ

専従者給与・従業員給与がある方は必ずご参加ください

年末調整個別指導会

無料　予約制

期間 1月5日(月)～1月20日(火)
※1月10日(土)、1月17日(土)は除く

時間 平日：9時～最終16時受付（日・祝・最終日は最終11時受付）

場所 小田原青色申告会3階

持ち物
- 源泉徴収簿（令和7年分）
- 源泉税納付書
- 専従者、従業員の控除証明書
  国民年金・健康保険・地震保険・小規模企業共済等
- 専従者、従業員の家族（控除対象とする方）の源泉徴収票
- 令和7年7月に納付した源泉税納付領収書

確定申告指導会場では、源泉所得税・年末調整指導は受けられません。こちらの指導が必要な方は、必ずこの期間にご参加ください。

「決算書の最終確認をしてもらいたい」という方はご参加ください

決算確認指導会

正会員限定　無料　予約制

期間 1月5日(月)～1月20日(火)
※1月10日(土)、1月17日(土)は除く

時間 平　日：9:00～/10:00～/11:00～/13:00～/14:00～/15:00～/16:00～
日・祝：9:00～/10:00～/11:00～（各回約45分）

場所 小田原青色申告会3階

持ち物
- 令和7年分の完成した決算書
  ※下書き用の決算書は、国税庁ホームページからダウンロード・印刷可能です。なお、郵送等の対応は行っておりません。
- 過去2年分の決算書・申告書のお控え（所得税・消費税）
  ※お持ちの方のみ
- 今年購入した10万円以上の資産（リースを含む）の明細（金額・内容が分かるもの）※ある方のみ
- 当会の減価償却計算サービスにお申し込み済みの方は、11月に郵送された計算シート

決算確認指導会併設

決算書 入力サポート会場

複式簿記による決算書が完成した方を対象に国税庁HPへの決算書データ入力をお手伝い致します。小田原青色申告会3階「確定申告指導会場」にてe-Taxによる青色申告特別控除65万適用をご希望の方は、決算確認指導会ご参加後、入力サポート会場にて決算書データを作成してお預けください。

上記の決算確認指導会のご予約時に「入力サポート会場利用」の旨をお伝えください。

ご自身で「国税庁HPの決算書データ（.data形式）」を作成できる方で、事前の内容確認が不要な方は、下記フォームから事前の送信をお願い致します。

なお、USBメモリによる確定申告当日のお預かりはできません。

小田原青色　決算書送信フォーム

令和8年2月5日(木)　小田原青色申告会3階

確定申告指導会場オープン

来場申込が必要です

事前申込について

右記のサイトへアクセスし、画面の表示に従ってご来場日時のお申込みをお願い致します

事前申込専用サイト

小田原青色 来場申込

来場申込をされていない方の来場はお受けできません
混雑緩和のため分散・少人数来場にご協力ください
ご希望日時の事前申込が困難になる前に、早めのお申込みをお願いします

◇「指導開始時間のご予約」ではありません。申し込まれた時刻を目安にご来場ください。
※記帳処理サービスご利用の皆様には、従来どおり担当者との個別のお約束により対応させていただきますので、上記の事前申込は不要です。

会員限定 お電話でのお申込み

お電話でのお申込方法は、同封の案内チラシにて、会員のみなさまにのみご案内致します（昨年度とは電話番号が変わっています）。
お申込みは極力、専用サイトよりお願いします。
なお、お申込みは案内チラシ記載の専用ダイヤルでのみ承ります。
お電話の際は、電話番号をお間違えにならないよう、くれぐれもお願い致します。

会場のご案内

場所 小田原青色申告会3階

期間 令和8年2月5日(木)～3月16日(月)
土曜、祝日、2/8(日)、2/22(日)は休館

受付 9時15分～最終16時05分

※お越しの際はぜひ公共交通機関をご利用ください。
※会館駐車場は手狭なため、申告期間中は常に混雑致します。満車の場合は、恐れ入りますが近隣の有料駐車場をご利用ください。

確定申告指導会場 営業日カレンダー

×＝休館日

2月

日	月	火	水	木	金	土
				5	6	×7
×8	9	10	×11	12	13	×14
15	16	17	18	19	20	×21
×22	×23	24	25	26	27	×28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	×7
8	9	10	11	12	13	×14
15	16					

確定申告指導会場で資料が足りない場合は、再来場をお願いする場合もございます。持参資料を別ページのチェックリストで必ずご確認ください。

次に関わる申告は「税務署」にてご相談ください
◇株式の売却（特定口座以外）　◇贈与税
◇相続税　◇土地・建物の売却
◇ゴルフ会員権等の売却
◇住宅借入金等特別控除（初年度）
◇退職日と支払日が同一年分でない退職所得

会場の特徴・ご注意

◇公益事業として税理士会のご協力のもと、会員をはじめみなさまの自主申告のお手伝いをしております。
税理士関与の方は税理士にご相談ください。
◇確定申告書をお預かりしての税務署提出・e-Taxは会員限定です。
◇年金・給与所得のみの未会員の方は1名様につき3千円（税込）の会場利用料を申し受けます。
◇源泉所得税・年末調整指導を当会場で行うこととなった場合には、従業員1名あたり1千円（税込）の特別料金をご負担いただきます。左上記載の年末調整個別指導会をご利用ください。
◇決算書の事前作成に不足がある場合は確定申告書作成指導をお受けすることができません。
本年度の指導会（本ページ参照）にご参加いただいたことがなく、かつ決算書が未完成のままご来場された場合、3千円（税込）の決算書まとめコーナー利用料を頂戴致します。
なお、状況によってはご自宅でのご記入と再来場が必要となります。
◇会場で「医療費控除の明細書」の記入はできません。ご自宅等でご記入の上、ご持参ください。

納期限（法定納期限）及び振替日

	納期限（法定納期限）	振替日
所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
所得税（延納）	令和8年6月　1日(月)	令和8年6月　1日(月)
消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

国税に関する一般的なご相談は国税局「電話相談センター」をご利用下さい
0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）に電話をかける
受付時間は平日8時30分～17時00分
↓
音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する
↓
電話相談センター
国税局の職員等がお受けします

これが本当にラストチャンス！　この機会を逃すと今年度の決算書作成指導はありません！

青色個別指導会

会員以外も参加可　無料　予約制

期間 1月21日(水)～1月30日(金)　※1月24日(土)は除く

時間 平　日：9:00～/10:00～/11:00～/13:00～/14:00～/15:00～/16:00～
日　曜：9:00～/10:00～/11:00～（各回約45分）

場所 小田原青色申告会1階

持ち物
- 帳簿、通帳、月別集計表、領収書、請求書など参考になるもの
- 過去2年分の決算書・申告書のお控え（所得税・消費税）※お持ちの方のみ

指導会のご予約・お問い合わせ｜事業課　TEL 0465-24-2614（平日9～17時）
※税理士関与の方は税理士へご相談ください。

会員限定 無料相談

☎0465 24-2612 要予約

弁護士の 法律 相談会

10～12時

- 1月16日(金)
- 2月 3日(火)
- 2月20日(金)
- 3月 3日(火)
- 3月27日(金)

弁護士の 相続 相談会

10～12時

- 1月21日(水)
- 2月18日(水)
- 3月18日(水)

社労士の 年金・社会保険 相談会

10～12時

- 1月13日(火)
- 2月10日(火)
- 3月10日(火)

不動産コンサルタントの 不動産 相談会

10～12時

- 1月22日(木)
- 2月26日(木)
- 3月26日(木)

経営コンサルタントの 経営 相談会

日時応談

☎24-2614まで ご予約下さい

会場 小田原青色申告会 相談室

ご注意 同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ
コタツ(「コミック」「ウォーター」「スポーツ」)

プレゼントがもらえる 謎解きクイズ

下のパーツを合体させて言葉を作ってください

立 門 金 見 开 き

❶クイズのこたえ ❷住所 ❸氏名 ❹電話番号 ❺職業 ❻年齢 ❼本紙への感想、ご要望等をご記入の上、下記まで応募ください。

※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募先 〒250-0012 小田原市本町2−3−24 小田原青色申告会 「謎解きクイズ」 係

会員限定 WEBフォームからも応募できます

クオカード 1000円分を3名様にプレゼント

締切 2026年1月30日(金)着分迄

税のカレンダー

○償却資産税(固定資産税)
申告期限 2月2日(月)

○給与支払報告書
提出期限 2月2日(月)

記帳支援事業(公益目的事業) 記帳処理サービス 有料

●日々の記帳から、事業・不動産の決算、所得税・消費税の確定申告まで、**専属の担当者がマンツーマンで対応させていただく安心のサービス**です。担当者との個別のお約束にて定期的にご来会いただき、申告完了までサポート致します。

●開業したばかりなどご自身だけでの記帳・申告に不安のある方はもちろん、**節税効果の高い「青色申告特別控除65万円」の適用**を目指したい方にもおすすめのサービスです。

専属担当者が記帳から \ 申告までをサポート! /

記帳処理サービス料金は売上金額や消費税の申告内容により異なります。詳しくはお問い合わせください。
(年会費が別途かかります)

税理士関与の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ 事業課 TEL 0465-24-2614 (平日9時～17時)

予約制 消費税申告指導会場

◎インボイス制度に登録した方 (課税売上高が1千万円以下の場合も含む)
◎課税売上高が1千万円超の方 など
▶ 消費税の確定申告が必要です!

場所 小田原青色申告会1階

期間 令和8年3月18日(水)～3月31日(火) ※平日のみ開催

予約方法 2/5～3/16開催の確定申告会場にて、所得税の申告完了後にご予約を承ります

持ち物
◎令和5年～令和7年分決算書及び確定申告書の控(所得税・消費税)
◎課税取引金額計算表 ※インボイス登録により課税事業者になった方は、登録日以降の取引金額を集計してください。

《一般課税(本則課税)》
売上の合計額を税率別に区分し、仕入及び経費の合計額を勘定科目ごとに税率及び経過措置(8割控除)運用の有無で区分したもの
※3万円未満の公共交通機関による旅客の運送、自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
※要件を満たしている事業者(中小事業者)であれば、1万円未満の取引について、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例(令和11年9月30日まで)があります。

《簡易課税》
事業区分ごとの売上額を税率別に区分したもの

◎中間納付の金額が確認できるもの(確定申告のお知らせ等)

消費税申告指導会場 営業日カレンダー

3月 ☒=休館日

日	月	火	水	木	金	土
			18	19	☒20	☒21
☒22	23	24	25	26	27	☒28
☒29	30	31				

◇消費税申告指導会場をご利用の際、同会場にて11,000円(税込)の消費税処理料を頂戴しております。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ | 事業課
TEL 0465-24-2614(平日9時～17時)
※税理士関与の方は税理士にご相談ください

課税取引金額計算表の記入方法

売上金額(雑収入)の集計

※事業用資産の売却額(事業用の部分)も集計対象です

2割特例や簡易課税制度の適用を受ける場合は、枠内の売上(収入)金額だけの記載で問題ありません。

〈事業所得(一般)の記入例〉

ただし、簡易課税の場合は事業区分ごとに分けて集計・記入してください。

科目		決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A−B) C	うち軽減税率6.24%適用分 D	E	うち標準税率7.8%適用分 F	G
売上(収入)金額(雑収入を含む)	①	6,000,000円	500,000円	5,500,000円	1,188,000円		4,312,000円	

軽減税率(8%)適用分 (D) / 標準税率(10%)適用分 (F)

記入の順番
1. 決算書P.1-①の数字をAに記入
2. Aのうち非・不課税の金額をBに記入
3. 差引(A−B)をCに記入
4. Cの内訳をD・Fに記入

経費金額の集計

勘定科目ごとに集計します

科目			決算額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A−B) C	うち軽減税率6.24%適用分 課税仕入高 D	うち軽減税率6.24%適用分 経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高 E	うち標準税率7.8%適用分 課税仕入高 F	うち標準税率7.8%適用分 経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高 G
売上	期首商品棚卸高	②							
	仕入金額	③							

記入の順番
1. 決算書の経費金額をAに記入
2. Aのうち非・不課税の金額をBに記入
3. 差引(A−B)をCに記入
4. Cの内、「インボイスのある軽減8%」の金額をDに記入
5. Cの内、「インボイスがない軽減8%」の金額をEに記入
6. Cの内、「インボイスがある税率10%」の金額をFに記入
7. Cの内、「インボイスがない税率10%」の金額をGに記入

謹賀新年

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます
本年もかわらぬご愛顧のほど宜しくお願いいたします

小田原青色共済株式会社 職員一同

小田原青色申告会の自動車共済

会員様限定 10% 割引

今年こそ保険見直ししてみませんか!?

無料見積実施中

3つの安心
①損保や他共済から有料割引継承
②事故の示談交渉も安心のサービス
③万全の事故・故障対応

あんしん ゆとり たすけあい

【引受共済】 関東自動車共済協同組合 神奈川県支部
横浜市港北区新横浜3-18-20
TEL：045-474-2700

【連絡先】 小田原青色共済株式会社
小田原市本町2-3-24
TEL：0465-24-1112

[2511013]

TOPICS ❶ 個人事業者の消費税の確定申告

2割特例は令和8年分の申告まで!

売上に係る消費税額の2割を納付する「2割特例」は令和8年分申告(=令和9年3月31日申告期限の消費税)までで終了します。

これまで2割特例を利用してこられた方も、令和9年分の申告からは、「一般課税(本則課税)」または「簡易課税」のどちらで申告をするか、**令和8年中に準備が必要**です。なお、令和9年分から簡易課税を選択する場合、原則として**令和8年中の届出書提出が必要**となるため、特にご注意ください。

2割特例利用時と比べて、令和9年分以降の申告は納税額が増える可能性が高く、一般課税と簡易課税のメリット・デメリットを考慮して適切な選択をするために、4月以降に再開する当会の青色個別指導会にぜひご参加ください。

※当記事は令和7年11月現在の情報を基に作成しています。

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問い合わせ先にご確認ください。

確定申告指導会場で資料が足りない場合、再来場をお願いする場合もございます。裏面のチェックリストで事前準備する内容をご確認ください。

源泉徴収票等

書類	問い合わせ先
給与所得の源泉徴収票 届く時期:1月頃	勤務先
公的年金等の源泉徴収票 届く時期:1月中旬～下旬	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
個人年金の支払年金額等のお知らせ 届く時期:1月中旬～下旬	加入先の保険会社
特定口座年間取引報告書 届く時期:1月中旬～下旬	開設先の証券会社等

控除証明書等

書類	問い合わせ先
生命保険料・地震(損害)保険料 届く時期:前年10月頃	加入先の保険会社
住宅借入金の年末残高証明書 届く時期:前年10月頃	借入先の金融機関
国民年金保険料 届く時期:前年11月頃	小田原年金事務所 ☎0465-22-1391
小規模企業共済掛金 届く時期:前年12月上旬	中小機構 コールセンター ☎050-5541-7171
国民健康保険料(税) 届く時期:1月下旬	お住まいの市町村

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。　※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

医療費控除には『医療費控除の明細書』の添付が必要です

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません
ただし、医療費の領収書は5年間の保存が必要です。

確定申告指導会場で『医療費控除の明細書』の記入はできません。ご自宅でご記入の上、同会場にご持参ください。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。(「医療費のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。)

医療費控除のお知らせを元に記入

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐　円	㋑　円

「医療費のお知らせ」に記載がない医療費を、「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入(「医療費のお知らせ」を使わずに、すべての医療費をこちらに記入することも可能)

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
青色太郎	□□病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
〃	JR、○○バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住まいの市町村にご確認ください。
※会員の方には、前月号に「医療費控除の明細書」を同封しています。記載例を参考にご自身で明細書を作成しても差し支えありません。

申告手続きなどには

マイナンバーの記載 ＋ **番号確認書類と身元確認書類の添付** が必要です。

下図を参考に添付書類をご用意の上、確定申告指導会場にご持参ください。

本人のマイナンバー確認	本人の身元確認
個人番号カード裏面	個人番号カード表面

個人番号カードをお持ちでない場合

通知カード or マイナンバーが記載された住民票 ＋ 運転免許証等 or 「確定申告のお知らせ」ハガキ

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

事前にコピーしてお持ちください

※確定申告指導会場でのコピー機の利用は有料となります。
※会員の方は、本紙同封の「マイナンバー添付書類台紙」をご利用ください。
※ご自身の電子証明書でe-Taxをする際にはマイナンバーカード本体が必要です。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
平日／9:30～20:00　土日祝／9:30～17:30

TOPICS ❷

＼ご存じですか？／

年金受給者の確定申告不要制度

フローチャートでチェック!

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
  - いいえ → 「所得税の確定申告」が必要
  - はい → 公的年金等以外の所得金額(給与・個人年金など)が20万円以下
    - いいえ → 「所得税の確定申告」が必要
    - はい → 所得税が源泉徴収されている
      - はい → 所得税の還付がある(納税になる場合は「いいえ」へ)
        - はい(所得税の還付を受けるには…) → 「所得税の確定申告」が必要
        - いいえ → 各種控除(障害・扶養など)の変更・追加がある
      - いいえ → 各種控除(障害・扶養など)の変更・追加がある
        - はい → 「所得税の確定申告」は不要 「住民税の申告」が必要
        - いいえ → 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある
          - はい → 「所得税の確定申告」は不要 「住民税の申告」が必要
          - いいえ → 「所得税の確定申告」「住民税の申告」どちらも不要

「所得税の確定申告」が必要
※所得税の確定申告書を提出した場合、「住民税の申告」は不要

※外国において支払われる公的年金等は源泉徴収の対象とならないため、この支給を受けている方は所得税の確定申告が必要です

詳しい情報は税務署にお問い合わせください　小田原税務署　TEL 0465-35-4511㈹

TOPICS ❸

e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

◆ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード(基本的に2種類)が必要です。

1.署名用パスワード

英数字6文字以上16文字以下、かつ、数字とアルファベットが混在しているもの

2.利用者証明用・入力補助用パスワード数字4桁

※控え用紙の様式は市区町村によって異なります。

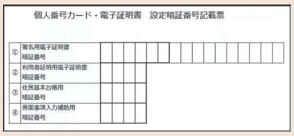

◆ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」(パスワードまで記載されたもの)をご持参ください。
※ID・パスワードの新規発行は令和7年10月より停止されました。

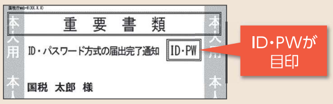

e-Taxによる青色申告特別控除65万円の適用を希望される方へ

◆複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxをすることによる65万円控除の適用を希望される方は、マイナンバーカード本体と左記の暗証番号等に加え、次のデータ等をご用意ください。

❶国税庁HPで作成した決算書データ

小田原青色申告会3階「確定申告指導会場」にてe-Taxによる青色申告特別控除65万の適用を希望される方は… ▶ **原則、事前に決算書データのお預かりが必要です**

決算確認指導会ご参加後、入力サポート会場にて決算書データを作成してお預けください。

なお、ご自身で決算書データが完成できる(事前の内容確認は不要な)方は『決算書データ送信フォーム』から事前の送信をお願い致します。なお、USBメモリによる当日のお預かりはできません。

小田原青色　決算書送信フォーム

❷上記データの決算書を印刷したもの(控用のみ)

❸データ入力の基となった決算書
※減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピーを添付資料として税務署に提出するために必要です。

会員限定 無料相談
☎0465 24-2612 要予約

弁護士の 法律 相談会 10～12時
1月16日㈮
2月 3日㈫
2月20日㈮
3月 3日㈫
3月27日㈮

弁護士の 相続 相談会 10～12時
1月21日㈬
2月18日㈬
3月18日㈬

社労士の 年金・社会保険 相談会 10～12時
1月13日㈫
2月10日㈫
3月10日㈫

不動産コンサルタントの 不動産 相談会 10～12時
1月22日㈭
2月26日㈭
3月26日㈭

経営コンサルタントの 経営 相談会 日時応談
☎24-2614までご予約下さい

ご注意：同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。
会場：小田原青色申告会相談室

 次回(2-3月号)の新聞折込は2026年2月15日㈰の予定です

TOPICS 4

確定申告指導会場 持ち物 チェックリスト

来場の前に必ずご確認ください。資料が足りない場合、再来場をお願いする場合もございます。

税務署から届いた税務書類

□「確定申告のお知らせ」ハガキ

◇このハガキには、青色／白色申告の種別や予定納税額などの重要な情報が記載されていますので、**このハガキがお手元に届いた方は、必ず申告会場にお持ちください**。
※前年分の納税を納付書で行われた方には、ハガキではなく封書が届きますので、同じくご持参ください。
◇ご自身のマイナンバーカードで電子申告された方には、右図のハガキは届きません。
◇同様の情報の確認には「マイナンバーカード」及び「利用者証明用の暗証番号（数字4桁）」が必要です。
◇念のため、**予定納税があった方は6月に税務署から届いた「予定納税の通知」を必ずご持参ください。**

届いた方のみ

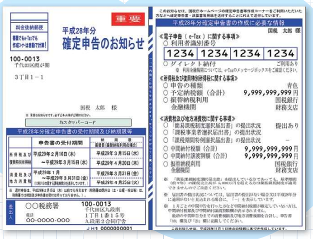

イメージ

□ 予定納税の支払金額が分かるもの
……所得税の予定納税をした方
（「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります）

□ 所得税の納付書
……振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます

『前年』の資料

お忘れの方多数! ご注意ください。

□ 確定申告書控
□ 決算書・収支内訳書控……※1
□ 修正申告・更正の請求・純損失の繰戻請求などをした方はその控

『本年分』の帳簿等

□ 決算書・収支内訳書……※1
税務署から用紙は送付されません

◇**ご来場前に、控用決算書へあらかじめご記入をお願い致します**。

①事業所得：月別の売上・仕入金額と合計金額
②不動産所得：不動産所得の収入の内訳
③経費科目ごとの合計額（1ページ目の損益計算書）

※「減価償却計算サービス」にお申込み済の方は、11月に郵送された計算書をご持参ください。決算書3ページ目の減価償却費の計算欄は未記入のままで差し支えありません。
※予備の決算書は小田原青色申告会に備えておりますが、当年分以降用の申告書のご用意は1月末となります。なお、郵送等の対応は行っておりません。

□ 減価償却計算サービスにお申込み済の方は11月に郵送された計算書……※1
□ 各種帳簿・集計表や試算表……※1
□ 従業員の源泉徴収簿……※2
□ 源泉所得税の納付済領収書……※2

※1　事業・農業・不動産所得のある方
※2　専従者や従業員がいる方

収入に関する証明書等

□ 支払調書 ……………………… 報酬など源泉徴収された収入がある方
□ 給与所得の源泉徴収票 … 印刷したものをお持ちください
□ 公的年金の源泉徴収票

厚生労働省からの年金のイメージ

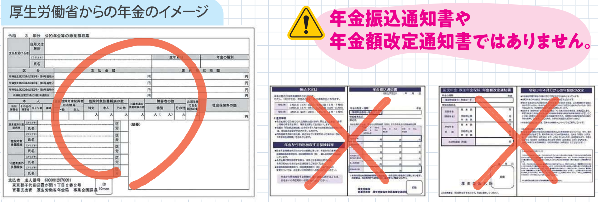

年金振込通知書や年金額改定通知書ではありません。

□ 個人年金の支払年金額等のお知らせ
□ 生命保険等の満期返戻金があった方は収入金額及び『必要経費』の記載がある計算書
□ その他収入に関する証明書
……特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等

□ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の年間支払額を証する書類 **年度ではなく「1～12月」の支払金額です**

お忘れの方多数!電話での支払額の回答に応じない市町村もありますので、必ずご持参ください。

□ 国民年金・国民年金基金の控除証明書
□ 生命保険料控除証明書
□ 地震(損害)保険料控除証明書
□ 小規模企業共済掛金控除証明書
□ 配偶者の源泉徴収票……配偶者(特別)控除を受ける方
□ 扶養家族の源泉徴収票……扶養控除（扶養親族特別控除）を受ける方
□ 医療費控除の明細書 『記入済』の明細書をお持ちください。（会場では記入できません）
□ 住宅ローンの年末残高証明書
住宅借入金等特別控除申告書 } 両方お持ちください。 住宅ローン控除（2年目以降）がある方
□ 寄付金控除証明書

その他 筆記用具と電卓も忘れずに！

□ 金融機関名と口座番号が分かるもの
……還付申告の場合は毎年必要になります

最後にもう一度、☑と持ち物の確認を!!

□ マイナンバーの添付書類（本人分）
……書面提出で申告をする方
□ 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）
□ マイナンバーカード本体
及び署名用パスワード（英数字6文字以上）と
利用者証明用・入力補助用パスワード（数字4桁）
（またはID・パスワード方式の届出完了通知）
……e-Taxで申告をする方
□ 国税庁HPで作成した決算書データ（原則事前預り）と
国税庁HPで印刷した決算書（控用）及び
データ入力の基となった決算書
……決算書まで含めたe-Taxをする方

小田原青色 決算書送信フォーム

小田原税務署からのお知らせ

令和7年分所得税等の確定申告

税理士による無料申告相談（年金・給与所得の方など）

税務署の確定申告会場の開設期間前に、税理士による無料申告相談を開催します。
詳細は右記サイト又は国税庁ホームページをご確認ください。

★混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます（令和8年1月13日㈫から右記サイトにて申込可能）。なお、電話での受付は行いません。
★オンラインによる事前申込サイトの操作方法についての問い合わせは、以下の連絡先へお願いします。
【☎050-1792-4600】（受付時間：平日10時～16時 ※12時～13時を除く）
★一部の会場では、当日入場整理券も配付しますが、無くなり次第終了します。
★小田原市川東タウンセンターマロニエと南足柄市役所以外の会場は、小規模での開催となりますので、お住まいの地域の管轄となる会場でのみ受付・相談を行います。

LINEの方はこちらから
WEBの方はこちらから

確定申告前にマイナポータル連携を!!

スマホ（パソコン）でマイナポータル連携を行うと、確定申告書の該当項目へ数値（情報）が自動入力されてとても便利です。令和7年分の確定申告をされる方は、是非、マイナポータル連携により各種所得控除等の情報を事前取得のうえe-Tax をご利用願います。
なお、マイナンバーカードには、カード本体と電子証明書の2つの有効期限があります。確定申告前に有効期限の確認・更新をお願いします。

マイナポータル連携の概要はこちらから!
マイナポータル連携の事前準備はこちらから!

税務署の確定申告会場

～ご自身のスマホとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	時間
2月16日㈪～3月16日㈪ ※土、日及び祝日を除く。 ※上記期間以外は、税務署の確定申告会場は開設していません。 ※3月中は大変混雑しますので、2月中のご来場をお勧めします。	小田原市荻窪440番地 小田原税務署3階 ※公共交通機関をご利用ください。	【受付】8時30分～16時（提出は17時まで） 【相談】9時～17時 ※確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。（提出のみは不要。電話での受付は行いません）。 ※当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、無くなり次第受付を終了します。 LINEによる事前発行

パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期（令和8年1月中旬頃から令和8年3月末まで）におけるパート・アルバイトを募集しています（採用人数：約70名、仕事内容：スマホ・PCによる申告書作成の補助・書類の整理等）。詳細につきましては、国税庁HPをご覧ください。
面接をご希望の方は、次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】小田原税務署☎0465-35-4511（音声ガイダンスに従って「2」を選択）
内線204 担当 総務課 小杉（コスギ）